

## 質 問 回 答 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2024 年 6 月 20 日

「(案件名)ウズベキスタン国省エネルギー化推進事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBSーランプサム型)」

(公示日:2024 年 6 月 5 日/調達管理番号:24a00307)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.32 第 2 章 第 4 条 業務の内容 (10)事業実施計画策定準備 【産業部門における省エネルギー化推進融資事業】	「エ)改修時に導入する」は、「エ)融資対象となる」と読み替えることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該部分を以下のとおり修正します。  エ)融資対象とする機材リストの作成
2	企画競争説明書 p.36 第 2 章 第 4 条 業務の内容 (18)C/P の本邦招へい  及び 企画競争説明書 p.58 第 3 章 4.見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	企画競争説明書 p.36 には「招へいプログラムの実施に関する経費については定額計上とすること。」と記載があり、p.58 では「本邦研修(本邦招へい)にかかる経費」として、直接経費 300,000 円を含む計 1,695,000 円が定額計上の範囲内と示されています。この金額に、本邦招へいにおける参加者の「①受け入れ」や「③招へいプログラムの管理」に係る経費は含まれるでしょうか。それとも、定額計上とは別に関係者の旅費等を計上すべきでしょうか。	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載の通り、計上できる経費は研修員が来日後の業務に係る報酬及び直接経費になりますので、「来日候補者の人選に係る支援」等の研修員が来日前の業務については、本体契約に含めてください。また、研修員/被招へい者の受入に係る経費(航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等)や研修監理員/同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません。  コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン: <a href="https://www.jica.go.jp/guide.pdf">guide.pdf (jica.go.jp)</a>

3	企画競争説明書 p.41 第2章 第5条 成果品	該当するマス(☑)がありませんが、空白のマスが該当する記載という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本案件は「各期それぞれに作成する」には該当しませんので、マスは空白となります。他方で P41-43 に記載のとおり、各案件それぞれに報告書の作成を求めます。
4	企画競争説明書 p.55 第3章 2. (5)対象国の便宜供与	執務室にはリエゾンも置くものと理解します。何名程度収容できる空間と什器となるのか、情報があればご教示ください。	具体的な執務室の提供については、団員数と渡航計画が明確になった段階で先方政府に相談・交渉することとなります。
6月12日以降の質問			
5	企画競争説明書 p.13 第2章特記仕様書 【2】特記仕様書(案) 第3条(3)審査の重点項目	ここで作成・提出することが求められている資料は、Appraisal mission のタイミングで必要とされる資料という理解でよろしいでしょうか。その場合、Appraisal mission へのコンサルタントの同行支援も業務内容として勘案しておくべきでしょうか。	資料についてはご理解のとおりです。また、審査へのコンサルタントの同行は想定していませんが、審査中には必要に応じ、情報収集・整理等の側面支援を頂くこととなります。
6	企画競争説明書 p.41 第2章特記仕様書 【2】特記仕様書(案) 第5条成果品 本業務で作成・提出する報告書等及び数量	デジタル画像集については、日本語版のみCD-ROM での提出が必要であり、英語版は電子データのみ、ロシア語版の作成は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	企画競争説明書 p.36 第2章 第4条 業務の内容 (18)C/P の本邦招へい  及び 企画競争説明書 p.58	本邦招へいに関し、想定される業務として「①受け入れ」、「②招へいプログラムの実施」、「③招へいプログラムの管理」が記載されていますが、このうち受注者が実施するのは「②招へいプログラムの実施」のみであり、またこれに係る費用は全て定額計上の 1,695,000 円に含まれ	ご理解のとおり、想定される業務は「②招へいプログラムの実施」のみとしますので、第2章第4条 業務の内容を以下の通り訂正します。  訂正内容 ① 受け入れ、③招へいプログラムの管理の記

	<p>第3章 4.見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について</p>	<p>るとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>載部分を削除します。</p> <p>なお、定額計上については計上できる経費は研修員が来日後の業務に係る報酬及び直接経費になりますので、「来日候補者の人選に係る支援」や「招へいプログラムの作成」、「講師の手配」等の研修員が来日前の業務については、本見積に含めてください。</p> <p>コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン:<a href="https://www.jica.go.jp/guide.pdf">guide.pdf (jica.go.jp)</a></p>
--	--	-------------------------	---

以上